

石川県公報

令和2年5月1日(金曜日)

号外

(第46号)

目次

訓令
○石川県職員特殊勤務手当支給規程の一部改正
(人事課) 1

訓令

石川県訓令第14号

庁中一般
出先機関

石川県職員特殊勤務手当支給規程(昭和35年石川県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月1日

石川県知事 谷本正憲

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 条例附則第12項に規定する知事が定める作業は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「感染症」という。)の病原体に汚染された区域又はこれに準ずる区域における次に掲げる作業とする。

- 感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、救護、看護、検査、搬送、調査その他これに類する作業
- 感染症の病原体が付着した、又は付着したおそれがある物件の処理その他これに類する作業

附則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の石川県職員特殊勤務手当支給規程の規定は、令和2年2月1日から適用する。

